

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町  
合 併 協 議 会

第 5 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 4 年 8 月 6 日 ( 火 )

場 所 : 網野町 アミティ丹後

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

( 1 ) 協議第 1 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(その 3 )

( 2 ) 協議第 2 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 3 )

( 3 ) 協議第 3 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い(その 3 )

( 4 ) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

( 5 ) 次回の小委員会の予定について

第 6 回建設・産業小委員会

日時：9月18日(水)午前9時30分から

場所：久美浜町福祉センター 会議室

### 3 その他

# **協議第1号**

## **19-24 建設関係事業の取扱い(その3)**

**建設・産業小委員会**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	9 道路除雪				分科会名	都市計画建設分科会		
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 道路除雪体制								
除雪指令体制	課長が判断し指令する	同左	同左	同左	同左	同左		
除雪期間	12月15日～3月15日	同左	同左	同左	同左	同左		
町保有除雪車両台数	3t=1台 5t=1台 6t=2台 9t=1台 12t=1台  計6台	3t=1台 9t=3台 11t=1台 12t=2台 ロータリー=12t=1台  計8台	6t=1台 9t=4台  計5台	2tトラック=1台 3t未満=8台 3t=2台 11t=2台 12t=3台(ロータリー1台)  計16台	2tトラック=3台 6tトラック=2台 6t=2台 9t=2台 12t=1台 ロータリー=2台 計12台	8t=1台 11t=3台 12t=1台  計5台		
町職員オペレーター数	20人	23人	無	10人	22人	無		
町職員による除雪車両台数	5台	7台	無	2台	12台	無		
業者借上車両台数	3t=2台 4t=1台 5t=3台 6t=10台 7t=2台 9t=6台 12t=1台 15t=3台 計28台	3t=10台 6t=10台 9t=2台 14t=2台 19t=1台 計25台	3t=3台 4t=2台 5t=3台 7t=4台 8t=1台 9t=6台 11t=2台 13t=1台 15t=1台 計23台	3t=6台 4t=1台 6t=1台 7t=5台 9t=3台 計16台	無	8t=1台 9t=5台 10t=1台 11t=1台 12t=1台 計9台		
町除雪延長(km)	20.8km	20km	無	25.0km	47.25km	無		
業者除雪延長(km)	81.5km	58km	107km	70.3km	無	66.6km		
委託業者数	20業者	14業者	16業者	10業者	無	9業者		
国府道除雪委託延長(km)	8.3km	19km	7.9km	11.2km	32.0km	25.2km		
除雪出勤積雪深(cm)	15cm	同左	同左	同左	同左	同左		
委託による地区除雪数	無	同左	同左	8地区	無	同左		
2 委託料								
委託料の算定方法	業者除雪	京都府単価に準ずる	同左	同左	同左	無	峰山町と同じ	
	地区除雪	無	同左	同左	労務費=1時間1,200円 燃料費=実費	無	同左	
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	9 道路除雪		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 道路除雪体制 各町の除雪体制に相違がある。</p> <p>2 委託料 ・業者委託=なし(業者委託による委託料の算定は、各町とも京都府の単価に準じており同一である) ・地区除雪=丹後町のみに対応であり、委託料の算定も独自のものである。</p>		<p>(案)</p> <p>1 道路除雪体制 現行のまま、新市に継承する。 なお、新市移行後に到来する除雪体制については、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、整備する。</p> <p>2 委託料 業者委託の委託料については、新市移行後においても、現行のとおり京都府の単価に準じ算定する。 丹後町の地区除雪における委託料の算定については、新市移行後に検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	10 河川環境整備事業			分科会名	都市計画建設分科会		
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 京都府管理河川の委託作業							
府からの委託作業の内容	河川の草刈	同左	同左	同左	同左	同左	同左
2 各集落による町管理河川の除草作業							
作業に対する助成制度	府の単価で対応	無	同左	同左	地域の協力により実施(助成なし)	地域の協力により実施(助成なし)	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	10 河川環境整備事業			分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 京都府管理河川の委託作業 なし</p> <p>2 各集落による町管理河川の除草作業 各町が管理する河川について、峰山町・弥栄町・久美浜町が地域の協力により除草作業を実施しているが、峰山町は有償、弥栄町・久美浜町は無償となっている。</p>			<p>(案)</p> <p>1 京都府管理河川の委託作業 各町とも同じ扱いのため、現行のとおりとする。</p> <p>2 各集落による町管理河川の除草作業 今後は町管理河川の除草作業の必要性が高まることが予想されるため、事業の継続は必要である。 なお、峰山町の制度は一旦廃止とし、地域の協力を含めた実施方法等について、新市移行後に調整する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	11 道路(橋梁)の維持管理			分科会名	都市計画建設分科会	
現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 補修・修繕	地区への原材料支給 町による請負工事	同左	同左	同左	同左	同左
2 パトロール	必要に応じ実施	同左	同左	同左	同左	同左
3 除草(伐採)	地区作業(無償) 一部委託	雇用対策事業で実施	地区作業(無償)	委託	作業者の募集(賃金で対応) 雇用対策事業で実施	原則地区作業(無償) 一部委託(雇用対策事業で実施)
4 側溝清掃	通常作業=地区(無償) 緊急作業=町	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等						



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	11 道路(橋梁)の維持管理	分科会名		分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 補修・修繕 なし(各町同一の扱いである)</p> <p>2 パトロール なし(各町同一の扱いである)</p> <p>3 除草(伐採) 網野町のみ、地区の無償による作業となっており、峰山町・久美浜町は、原則地区の無償作業となっている。</p> <p>4 側溝清掃 なし(各町同一の扱いである)</p>			<p>(案)</p> <p>1 補修・修繕 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。</p> <p>2 パトロール 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。</p> <p>3 除草(伐採) 道路の維持管理及び安全確保のうえからも、道路の定期的な除草作業は必要である。 なお、地域の協力を含めた実施方法等については、対象路線の指定等を含め、新市移行後において調整する。</p> <p>4 側溝清掃 各町同一の扱いであるため、現行のとおりとする。</p>		
小委員会確認期日				協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	12 公共事業再評価			分科会名	都市計画建設分科会	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 実施の内容						
要綱の有無	有	有	無	無	有	無
目的	町が実施する公共事業のうち長期間を経過したものについて再評価を行い、必要に応じ事業の見直しを行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る	同左			峰山町に同じ	
対象事業	事業費が予算化されているが、調査等のため5年間を経過した後も未着手であるもの 事業費が予算化され、継続中の事業で10年間を経過したもの その他進ちょく状況等を勘案し、町長が必要と認めたもの	同左			峰山町に同じ	
再評価の方法	事業の進ちょく状況 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業費が予算化された時点からの費用対効果分析の要因の変化等	同左			峰山町に同じ	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町公共事業再評価実施要綱	大宮町公共事業再評価実施要綱			弥栄町公共事業再評価実施要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	12 公共事業再評価		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>峰山町・大宮町・弥栄町のみが要綱を制定し実施している。</p>		<p>(案)                      峰山町・大宮町・弥栄町の制度をもとに、京都府の制度との調整を図り、新市において、新たな要綱を制定する。                      (公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るうえで、新市においても実施する必要がある)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	13 住宅マスタープラン			分科会名	都市計画建設分科会	
現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 策定の有無	有	無	無	無	無	有
2 計画策定年月	平成7年3月					平成7年3月
3 目的	各市町村における体系的・総合的な住宅政策の推進を図るため、各地域の経済状況や地理的条件・人口・交通・住宅事情等の状況を勘案して、地域の特性、実情に応じた住宅政策の目標、基本的な施策、公的資金による住宅に係る供給計画、その他の住宅行政の基本となる事項について定める。					久美浜町における自然条件、住宅事情等の現況、住宅・まちづくりに係る住宅ニーズなどを踏まえ、住宅・住環境に係る課題を明らかにする。これをもとに、今後の町の住宅施策における基本理念と基本方向を定める。
4 計画期間	原則として平成12年度を目標年次とする					平成7年から平成17年までの概ね11年間
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	13 住宅マスタープラン		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>峰山町・久美浜町のみ作成されている。</p>		<p>(案)                      新市において、新たな住宅マスタープランを作成する。                      (全市的な住宅施策における基本理念及び基本方向を定めるため、新市において、新たな住宅マスタープランを作成する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	14 補助金交付金等			分科会名	都市計画建設分科会	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金						
補助事業実施の有無	有	無	無	無	有	無
趣旨	がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれがあり、著しく危険な地域の住宅について、国のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に規定された住宅の移転及びこれに準ずる地域の住民の移転事業に要する経費を、予算の範囲内で補助する。				峰山町に同じ	
経費及び補助率	当該年度に係る国の要綱に規定された移転事業に要する経費とし、当該経費に対する補助率は4分の1以内とする。				当該年度に係る国の要綱に規定された移転事業に要する経費とし、予算の範囲内において補助金を交付する。	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町がけ地近接等危険住宅移転費補助金交付要綱				がけ地近接等危険住宅移転費補助金交付要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	14 補助金交付金等		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 峰山町及び弥栄町のみが要綱を制定している。</p>		<p>(案) 1 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 峰山町及び弥栄町の制度をもとに、新たな要綱を制定する。 (近年は対象事業が発生していないが、国の制度に基づく事業であるため、要綱を整備する)</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	14 補助金交付金等				分科会名		都市計画建設分科会	
現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
2 道路除雪関係補助金								
協力体制の概要	区が行う町道の除雪活動に補助金を交付する。	区が行う町道以外の生活道路の除雪活動に補助金を交付する。	無	無	区が行う町道の除雪活動に補助金を交付する。	無		
協力金の算定方法	延長割 = 1km 当たり 10,000 円 実績割 = 延長割の 3 / 4 以内 (50,000 円を限度)	除雪経費の 1 / 2 除雪経費は、委託料の算定に準ずる	無	無	燃料費 + 機械賃料 (単位延長当たりの経費に除雪延長を乗じた額。ただし、1シーズン5回まで)	無		
協力金の支払区分	補助金	補助金	無	無	補助金	無		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町道路除雪に係る補助金交付要綱	道路除雪補助金交付要綱			弥栄町道路除雪に係る補助金交付要綱			



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	14 補助金交付金等		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
2 道路除雪関係補助金 各町の取扱いに相違がある。		(案) 2 道路除雪関係補助金 現行のまま、新市に継承する。 なお、新市移行後に到来する除雪作業に係る補助金については、新市において新たな基準を定め、制度の統一化を図る。		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

# **協議第2号**

## **19-28 農林水産業の取扱い(その3)**

**建設・産業小委員会**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会			
分類		2 林業の取扱い		林業振興				分科会名		林業分科会			
現況													
項目													
1 林業振興事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
					国	府							
	森林・林業教育総合推進事業	町	学校教育の「総合学習」と連携した森林・林業体験学習推進の一環として木工教室を行い、森林・林業の大切さについて理解を深める	森林・林業教育総合推進事業費補助金交付要綱	1/2	0	14年度実施					14年度実施	
	都市山村共生対流促進事業	町	木質バイオマス資源の利用技術等を導入しながら、山村地域の未利用資源(間伐材等)の活用を進める	都市山村共生対流促進事業実施要領	1/2	0						14年度実施	
	緑の担い手育成事業	森林組合	森林の維持管理を担う森林組合の基幹作業班員の確保及び定着を図る。丹後地区森林組合の作業班員の社会保険料の事業主負担金の補助	緑の担い手育成事業費補助金交付要綱	0	1/2		14年度実施			14年度実施	同左	同左
	京都府造林補助事業	町	森林資源の造成、国土の保全及び水資源の確保等を図る	京都府造林補助金交付要綱	30%	10%	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	森林整備活性化資金支援事業	町	森林資源の造成、国土の保全及び水資源の確保等を図る	森林整備活性化資金支援事業実施要綱	0	100%	14年度実施	同左				14年度実施	同左
	森林施業省力化促進事業	町	森林施業の省力化と機動力化された作業体系を確立し、集約的な施業を確保するために作業路を開設する	森林施業省力化促進事業補助金交付要綱	0	1/2						14年度実施	同左
	林業労働者新共済事業	町	林業労働者新共済事業として長期事業(就労奨励給付)と退職金助成事業を展開している	京都府林業労働者新共済事業補助金交付要綱	0	1/2	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 林業振興事業 (国府補助事業)			(案)		
なし			1 林業振興事業 (国府補助事業)		
			新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会		
分類		2 林業の取扱い 林業振興				分科会名		林業分科会				
現 況												
項 目						峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 林業振興事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率							
					国	府						
	松くい虫防除事業	町	松くい虫による被害から森林資源として重要な松林の保全を図る (伐倒除)	松くい虫防除事業補助金交付要綱	1/2	1/4	14年度実施		14年度実施	同左	同左	同左
		町	松くい虫による被害から森林資源として重要な松林の保全を図る (衛生伐)	京都府造林補助金交付要綱	50%	20%			14年度実施			14年度実施
		町	松くい虫による被害から森林資源として重要な松林の保全を図る (被害木抜倒処理)	松くい虫防除事業補助金交付要綱	0	1/2	14年度実施		14年度実施	同左	同左	同左
		町	松くい虫による被害から森林資源として重要な松林の保全を図る (樹幹注入剤による防除)	松くい虫防除事業補助金交付要綱	1/2	1/4	14年度実施		14年度実施	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名	林業分科会
課 題		調 整 結 果		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号			専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名	林業分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 緑の担い手育成事業		<p>大宮町緑の担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林の維持管理を担う森林組合の基幹的作業班員の確保・定着を図る</li> <li>・実施主体 森林組合</li> <li>・対象作業班員 森林組合現業部門に従事者</li> <li>・補助率 事業費の3/4以内</li> <li>・根拠条例等 大宮町緑の担い手育成事業費補助金交付要綱</li> </ul>		<p>丹後町緑の担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林の維持管理を担う森林組合の基幹的作業班員の確保・定着を図る</li> <li>・実施主体 森林組合</li> <li>・対象作業班員 森林組合現業部門に従事者</li> <li>・補助率 事業費の3/4以内</li> </ul>	<p>弥栄町緑の担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・対象作業班員 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠条例等 弥栄町緑の担い手育成事業費補助金交付要綱</li> </ul>	<p>久美浜町緑の担い手育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・対象作業班員 同左</li> <li>・補助率 同左</li> </ul>	
3 林業労働者新共済事業	<p>峰山町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 林業労働者の社会保障制度適用条件の整備及び労働条件の改善並びに組織の育成を図る</li> <li>・実施主体 (材)京都市林業労働者支援センター</li> <li>・補助内容 林業良職者助成 長期就労奨励金</li> <li>・根拠条例等 峰山町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>大宮町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・補助内容 同左</li> <li>・根拠条例等 大宮町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>網野町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・補助内容 同左</li> <li>・根拠条例等 網野町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>丹後町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・補助内容 同左</li> <li>・根拠条例等 丹後町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>弥栄町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・補助内容 同左</li> <li>・根拠条例等 弥栄町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>久美浜町林業労働者新共済事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・実施主体 同左</li> <li>・補助内容 同左</li> <li>・根拠条例等 久美浜町林業労働者新共済事業補助金交付要綱</li> </ul>	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興	分科会名		分科会名	林業分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 緑の担い手育成事業</p> <p>峰山町、網野町は事業実施なし 大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町は同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>2 緑の担い手育成事業</p> <p>大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。</p>		
<p>3 林業労働者新共済事業</p> <p>各町とも同一の事務を行っている。</p>			<p>3 林業労働者新共済事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号			専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名	林業分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
4 造林事業 (新植・下刈・間伐・作業道開設事業)		<p>大宮町造林事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林資源の造成</li> <li>・実施主体 個人または部落</li> <li>・補助要件 新植 ・個人10a未満対象 (府補助金対象外のもの) 300本/10a以上 ・部落30a以上 スギ、ヒノキ 2,500本/ha以上 マツ3,000本/ha以上 下刈 ・部落30a以上</li> <li>・補助率 府の査定経費及び諸掛費の 新植 20%以内 下刈 20%以内 (2年目、3年目は10%以内)</li> <li>・根拠条例等 大宮町造林補助金交付要綱</li> </ul>	<p>網野町間伐対策補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林資源の有効利用を図る。</li> <li>・実施主体 森林組合等林業事業体</li> <li>・補助要件 間伐実施事業 間伐材運搬事業</li> <li>・補助率 間伐事業にかかる補助 (京都府の定める造林補助事業標準単価から算出される査定事業費の2/10以内) 間伐材運搬事業に係る補助 (京都府が定める原木運搬費助成事業標準単価により算出される事業費の5/10以内)</li> <li>・根拠条例等 網野町間伐対策事業補助金交付要綱</li> </ul>		<p>弥栄町小規模造林補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林資源の造成</li> <li>・実施主体 森林所有者</li> <li>・補助要件 箇所の造林面積が3a以上 10a未満の拡大造林及び再造林</li> <li>・補助率 1a当り1,000円</li> <li>・根拠法令等 弥栄町小規模造林事業補助金交付要綱</li> </ul> <p>弥栄町単費間伐補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林資源の有効利用を図る。</li> <li>・実施主体 一般造林事業を行う団体</li> <li>・補助要件 間伐実施事業 間伐材運搬事業</li> <li>・補助率 間伐実施事業(特定間伐・利用間伐・切捨間伐) 京都府の定める造林補助事業標準単価により算出される査定事業費の2/10以内 間伐材運搬事業 京都府が定める間伐材流通促進事業標準単価により算出される事業費の5/10以内</li> <li>・根拠条例等 弥栄町間伐補助事業補助金交付要綱</li> </ul>	<p>久美浜町行造林補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 森林資源の造成</li> <li>・実施主体 森林資源の有効利用を図る</li> <li>・実施主体 一般造林事業を行う団体</li> <li>・補助要件及び補助率 新植苗代：10アール以上・5年の撫育に対し、造林に必要な苗木に代わる金額 間伐実施事業(特定間伐・利用間伐・切捨間伐) 京都府の定める造林補助事業標準単価により算出される査定事業費の2/10以内 作業道の開設事業 事業費の50%以内 (京都府の事業採択が必要・いずれも予算の範囲内)</li> <li>・根拠条例等 久美浜町行造林補助金交付要綱</li> </ul>	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興	分科会名		分科会名	林業分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>4 造林事業 大宮町、網野町、弥栄町、久美浜町で実施しているが、事業内容に差異がある。</p> <p>大宮町 新植、下刈 網野町 間伐 弥栄町 拡大造林、再造林、間伐 久美浜町 新植、間伐、作業道開設</p>			<p>(案)</p> <p>4 造林事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>森林資源の造成、有効利用のため必要な制度であり、新市において、制度の一元化に向けて調整を図り実施する。</p>		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号				専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い	林業振興	分科会名	林業分科会				
項 目		現 況						
	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
5 丹後縦貫林道維持管理		<p>丹後縦貫林道維持管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 丹後縦貫林道（大内線、成相線）の維持管理を行う。</li> <li>・事業内容 町境の入り組んだ丹後縦貫林道を効率よく維持管理するために、草刈や側溝清掃を岩滝町と2ヵ年の持ち回り交代で実施する。平成14、15年度は岩滝町事務局</li> <li>・事業費 1,200千円</li> <li>・負担区分 大宮町585千円 岩滝町615千円 (均等割・延長割による)</li> </ul>		<p>丹後縦貫林道維持管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 丹後縦貫林道の維持管理のため、法面崩壊予防を目的に溝清掃、通行の妨げになる法面の草刈等の管理事業。</li> <li>・事業内容 林道の溝清掃 林道法面の草刈作業</li> <li>・委託先 丹後地区森林組合</li> </ul>	<p>丹後縦貫林道維持管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・事業内容 同左</li> <li>・委託先 丹後地区森林組合</li> </ul>			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興		分科会名	林業分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>5 丹後縦貫林道維持管理事業</p> <p>丹後縦貫林道のある大宮町、丹後町、弥栄町で実施している。 大宮町は岩滝町と共同実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>5 丹後縦貫林道維持管理事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い	林業振興	分科会名		林業分科会	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
6 看守人設置			官行造林看守人設置 町営造林看守人設置 ・目的 官行造林地及び町営造林地において、看守人による見回り業務より造林地を保護する。 ・報酬等 官行造林看守人 8千円/年 町営造林看守人 21千円/年 ・人数 官行造林看守人5人 町営造林看守人数 12人 ・根拠条例 網野町営造林条例		官公造林看守人設置 ・目的 官行造林において、盗伐、誤伐などの森林パトロールを行う ・報酬等 官行造林看守人 10千円/年 ・人数 官行造林看守人数 4人 ・根拠条例 弥栄町町行分収造林設置条例	
7 松くい虫防除被害状況調査委託事業			網野町松くい虫防除被害状況調査委託事業 ・目的 松くい虫防除事業の対象となる松林における、松くい虫被害木の毎木調査を行う。 ・実施主体 町 ・委託先 森林組合	丹後町松くい虫防除被害状況調査委託事業 ・目的 同左 ・実施主体 町 ・委託先 森林組合		
8 浅茂川海岸・磯馴れの松保全事業			浅茂川海岸・磯馴れの松保全事業(樟脳注入剤による防除) ・目的 浅茂川海岸における、地域森林計画外(補助対象外)の松林の保全を図る。 ・実施主体 町			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 林業振興	分科会名	林業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>6 看守人設置 網野町、弥栄町で実施している。</p> <p>網野町 官行造林及び町営造林看守人を置いている。 弥栄町 官行造林看守人のみ置いている。</p>			<p>(案)</p> <p>6 看守人設置</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>盗伐、誤伐などの森林パトロールについては、新市において検討する。</p>		
<p>7 松くい虫防除被害状況調査委託事業</p> <p>網野町、丹後町で実施している。</p>			<p>7 松くい虫防除被害状況調査委託事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>松くい虫防除事業を行うにあたり、毎木調査が必要な場合は新市において実施を検討する。</p>		
<p>8 浅茂川海岸、磯馴れの松保全事業</p> <p>網野町で実施している</p>			<p>8 浅茂川海岸、磯馴れの松保全事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>防風林として地域に重要な役割を果たしている松林であるため、新市においても引き続き実施する。</p>		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会	
分類	2 林業の取扱い 緑化推進	分科会名	林業分科会			
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 緑の募金事業  ・目的 森林、緑の大切さを広く普及する。 ・期間 春 3月20日～ 5月31日 秋 9月 1日～10月31日 ・根拠法令等 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	募金事務	同左	同左	同左	同左	同左
2 環境緑化事業  ・目的 身近な緑を育て、思いやる心を養い、 緑豊かな地域づくりを進める。 ・根拠法令等 環境緑化事業実施要綱	樹木の植栽、種子、肥料及び 資材に要する費用の支給	同左	同左	同左	同左	同左
3 学校緑化事業  ・目的 教育環境の整備を推進し児童・生徒 に森林や緑化の大切さを普及する。 ・根拠法令等 学校緑化推進事業実施要領	学校内の植樹、緑化に必要な 苗木、種子、資材等の購入費 用の支給	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 緑化推進		分科会名	林業分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 緑の募金事業</p> <p>各町同一の事務を行っている。</p> <p>2 環境緑化事業</p> <p>各町同一の事務を行っている。</p> <p>3 学校緑化事業</p> <p>各町同一の事務を行っている。</p>		<p>(案)</p> <p>1 緑の募金事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>2 環境緑化事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>3 学校緑化事業</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名	農林水産部会	
分類		3 水産業の取扱い 水産振興				分科会名		水産分科会		
現況										
項目										
1 水産振興事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率		網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
					国	府				
	地域水産物供給基盤整備事業	町	水産資源の維持及び増大、水産物の生産及び流通機能の強化 浜詰漁港整備 全体計画 1,065 百万円 (H14～23)	水産基盤整備事業補助金交付要綱	1/2	1/6	14年度実施	-	-	-
	地域水産物供給基盤整備事業	府	水産資源の維持及び増大、水産物の生産及び流通機能の強化 間人漁港整備 全体計画 3,150 百万円 (H14～23)	水産基盤整備事業補助金交付要綱	1/2	2/5	-	14年度実施	-	-
	漁港漁場機能高度化事業	町	漁港及び漁場の利用の増進、漁港及び漁場施設機能の増大 浅茂川漁港整備 全体計画 210 百万円 (H14～15)	水産基盤整備事業補助金交付要綱	1/2	1/6	14年度実施	-	-	-
	漁港漁場機能高度化事業	町	漁港及び漁場の利用の増進、漁港及び漁場施設機能の増大 竹野漁港整備 全体計画 190 百万円 (H14～17)	水産基盤整備事業補助金交付要綱	1/2	1/6	-	14年度実施	-	-
	沿岸漁業構造改善対策事業	漁協	漁業生産基盤の整備近代化施設の整備 (殺菌冷却海水製造貯水装置)	京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱	50%	4%	14年度実施	-	-	-
	小規模漁港改良事業	町	漁港の利用増進のための小規模な漁港整備 (照射灯改良、増設)	京都府漁港関係事業補助金交付要綱	0	1/2	-	14年度実施	-	-
	沿岸漁業振興対策事業	漁協	共同利用施設の整備による漁家の経営安定 (保冷車購入)	京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱	0	1/3	14年度実施	-	-	-
	内水面漁業振興対策事業	漁協	水産資源の増殖管理の推進	内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱	0	1/3	14年度実施	同左	同左	-
	内水面漁場クリンアップ事業	町	内水面漁場及び周辺環境の整備保全	漁場クリンアップ事業費補助金交付要綱	1/2	0	-	14年度実施	-	-

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 水産振興		分科会名	水産分科会
課 題		調 整 結 果		
1 水産振興事業 (国府補助事業)		<p>(案)</p> <p>1 水産振興事業 (国府補助事業)</p> <p>新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。</p> <p>継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 水産振興	分科会名	水産分科会		
		現	況		
項目	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 資源管理、栽培漁業推進事業		<p>丹後町資源管理漁業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 水産資源の増殖、組合経営基盤の確立</li> <li>・事業主体 丹後町漁業協同組合</li> <li>・事業内容 サザエ、アワビの種苗放流、ウニの移植放流</li> <li>・補助率等 サザエ、アワビ 町1/2、限度額300千円 ウニ 町100千円(定額)</li> </ul>		<p>久美浜町栽培漁業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 水産資源の増殖、組合経営基盤の確立</li> <li>・事業主体 湊漁業協同組合</li> <li>・事業内容 サザエ、ハマグリ、クルマエビ、アワビ等の種苗放流</li> <li>・補助率 町1/2</li> </ul> <p>久美浜湾漁業振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 水産資源の増殖 組合経営基盤の確立</li> <li>・事業主体 湊漁業協同組合</li> <li>・事業内容 クロダイ、マダイの種苗放流</li> <li>・補助率 町1/2</li> </ul>	
3 久美浜町海底清掃事業				<p>久美浜町海底清掃事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 漁場環境の保全 水産資源の保護</li> <li>・事業主体 湊漁業協同組合</li> <li>・事業内容 水質浄化のため、海底の清掃、耕うん、溝堀</li> <li>・補助率 町1/2</li> </ul>	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 水産振興	分科会名		分科会名	水産分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 資源管理、栽培漁業推進事業</p> <p>2町が実施しているが、補助内容に差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>2 資源管理、栽培漁業推進事業</p> <p>水産資源の増殖の観点から、新市において制度を一元化し実施する。 補助内容は、新市において調整する。</p>		
<p>3 久美浜町海底清掃事業</p> <p>久美浜町のみ実施している。</p>			<p>3 久美浜町海底清掃事業</p> <p>久美浜町海底清掃事業は閉鎖水域である久美浜湾の水質浄化のための事業であり、新市においても実施する。 補助率については、新市において調整する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

# **協議第3号**

## **19-29 商工観光事業の取扱い(その3)**

**建設・産業小委員会**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号		専門部会名	商工観光部会	
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業					分科会名	商工分科会	
	現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
1 織物実態調査	<p>峰山町織物実態統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者 町内の織布の生産実態を明らかにするため、絹織物等生産事業所とする。</li> <li>調査項目 織物の種類・経営形態・織機台数・従事者・製品出荷額・取引先等</li> <li>調査時期 毎年12月31日現在</li> <li>調査員 町長が委嘱する（工業統計調査員と兼務の形）</li> </ul>	<p>大宮町織物実態統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者 同左</li> <li>調査項目 同左</li> <li>調査時期 同左</li> <li>調査員 同左</li> </ul>	<p>網野町織物実態統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者 同左</li> <li>調査項目 同左</li> <li>調査時期 同左</li> <li>調査員 同左</li> </ul>	<p>丹後町織物実態統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者 同左</li> <li>調査項目 同左</li> <li>調査時期 同左</li> <li>調査員 同左</li> </ul>	<p>弥栄町織物実態統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者 同左</li> <li>調査項目 同左</li> <li>調査時期 同左</li> <li>調査員 同左</li> </ul>			
2 景気動向調査			<p>網野町景気動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 網野町内の商工業の景気動向を業種別に把握し行政施策に活用する。</li> <li>委託先 網野町商工会</li> <li>委託内容 網野町商工会の会員の内約100の事業所を対象 4半期毎に売上げ等について前期、前年比較を把握</li> <li>委託費 500千円</li> </ul>					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>1 織物実態調査</p> <p>久美浜町を除き5町は実施している。</p>			<p>(案)</p> <p>1 織物実態調査</p> <p>調査内容を調整のうえ、対象を新市全域に広げ実施する。 ただし、調査年は工業統計の全数調査年に合わせる。</p> <p>織物業は、丹後地域の主要な地場産業であり、現況を認識し新しい施策を行うためには、現況を調査、分析する必要がある。</p>		
<p>2 景気動向調査</p> <p>網野町のみが実施。</p>			<p>2 景気動向調査</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>景況調査については、日銀京都支店・金融機関等において実施されているところであり、より詳細な調査が必要な場合は、その年の景況等を判断のうえ、新市において調査の実施を検討する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業				分科会名	商工分科会
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
3 後継者等養成事業	<p>峰山町商工業支援補助事業 (後継者等人材育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 事業拡大・新分野進出の促進のための後継者等育成支援</li> <li>補助内容 事業拡大・新分野進出のため、後継者・従業員等に資格取得等させた場合の、入学金、教材費、受講料、宿泊費、その他町長特認経費に対し補助対象者は、町内の商工業者(法人・個人)</li> <li>補助金 補助率 対象経費の1/3以内 補助限度額 250千円/年</li> <li>根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> <li>13年度実績 4件 217千円</li> </ul>	<p>大宮町中小企業者グループ等 研究開発事業支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 中小企業者等が自らの業界問題解決のため、後継者等人材育成についての取組みを支援し産業の活性化を図る</li> <li>補助内容 技能研修支援補助・人材育成研修補助</li> <li>補助金 事業費10万円に対し7万円(限度補助)</li> <li>根拠条例等 大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助金交付要綱</li> <li>13年度実績 0件</li> </ul>	<p>網野町後継者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同業の若手の経営者グループの研修支援</li> <li>補助内容 原則40才以下の同業種の経営者又は後継者のグループの研修等に対する補助 1グループ5人程度 概ね3年間程度継続実施</li> <li>補助金 定額 200千円</li> <li>根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実施要綱 後継者養成事業実施要領</li> <li>13年度実績 0件</li> </ul>			



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取り扱い 商工振興事業		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 後継者等養成事業</p> <p>峰山町、大宮町、網野町の3町が実施している。 3町とも制度の内容に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>3 後継者等養成事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>事業実績、事業効果等を勘案し、新たな制度を新市において検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い	商工振興事業	分科会名	商工分科会		
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
4 新商品開発支援事業	<p>峰山町商工業支援補助事業 (新商品・新製品開発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 新商品等の開発支援</li> <li>補助内容 新商品・新製品の開発事業費のうち、原材料費・設計費・試作費・外注加工費・委託金・謝金・設備費に対し補助。ただし、外注加工費・委託費のみの場合は対象外。 対象者は、町内の商工業者及びグループ（ただし、1年間1テーマに限る）</li> <li>補助金 町単独補助 補助率 対象経費の1/2以内 補助限度額 50万円/年 ・13年度実績 1件 50万円</li> <li>根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 中小企業者等が自らの業界問題解決のため、地域や新分野進出についての取組みを支援し産業の活性化を図る</li> <li>補助内容 新製品・技術開発補助、新市場開拓支援補助</li> <li>補助金 新製品 事業費100万円に対し 70万円限度補助 新市場開拓 事業費50万円に対し 35万円限度補助 ・13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>新商品開発助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 新商品や観光みやげ品開発に係る費用の補助</li> <li>補助内容 企業者等が網野町に関連した新商品・新製品の開発及び観光みやげ品の作成に取り組んだ場合の補助金</li> <li>補助金 対象経費の80% (限度額50万円)</li> <li>・13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実施要綱 新商品開発助成事業実施要領</li> </ul>	<p>新商品開発研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 新商品の開発を進め織物業の活性化を図る</li> <li>委託先 宇川機業青年部（先染） 丹後町機業青年会（後染）</li> <li>・13年度実績 40万</li> </ul>		
5 観光商品開発事業	<p>峰山町商工業支援補助事業 (観光商品等開発支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 峰山ブランド商品化への支援</li> <li>補助内容 商品の峰山ブランド化のためパッケージ更新や付加価値をつける場合に、原材料費・設計費・試作費・外注加工費・委託金・謝金・設備費に対し補助。ただし、既存商品の原材料費は除く。 対象者は、町内の商工業者及びグループ（ただし、1年間1テーマに限る）</li> <li>補助金 町単独補助 補助率 対象経費の1/2以内 補助限度額 300千円</li> <li>・13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> </ul>					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取扱い 商工振興事業	分科会名		分科会名	商工分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>4 新商品開発支援事業</p> <p>峰山町、大宮町、網野町、丹後町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 観光商品開発支援事業、ふるさと産品開発事業、商工業活性化事業と類似した内容を含む。</p>			<p>(案)</p> <p>4 新商品開発支援事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>観光商品開発支援事業、ふるさと産品開発事業、商工業活性化事業の事業実績、事業効果等を勘案し、新たな制度を新市において検討する。</p>		
<p>5 観光商品開発支援事業</p> <p>峰山町、網野町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。</p>			<p>5 観光商品開発支援事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い	商工振興事業	分科会名	商工分科会		
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 ふるさと産品開発事業	<p>ふるさと産品開発補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 ふるさと産品の開発、研究、試作を行う団体の支援</li> <li>補助内容 織物業、機械金属業、農林水産業の産品を新たに開発する事業（販路開拓を含む）で、公共性公益性等を有している事業。</li> <li>補助金 補助率及び補助限度額 町長が認めたる額</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 峰山町ふるさと産品開発事業費補助金交付要綱</li> </ul>	<p>大宮町産品開発補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 個性的、独創的なふるさと産品開発グループの支援</li> <li>補助内容 織物・農林水産物の新産品の開発補助</li> <li>補助金 成果産品審査により予算の範囲内で補助率・額の定め無し</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 大宮町産品開発補助金交付要綱</li> </ul>	<p>網野町ふるさと産品販売促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 都市及びその近郊での網野町の産品の販売促進と観光PRの支援</li> <li>補助内容 販売施設、設備及び情報発信に対する補助</li> <li>補助金 対象経費の1/3 （限度額100万円）</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 網野町ふるさと産品販売促進事業補助金交付要綱</li> </ul>		<p>弥栄町地域産業振興補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 地場産品等の販売店舗、地場産品を活用した商品の製造販売事業に必要な事業費・運営費等に対して補助し、地域産業の活性化と就業機会の拡大を図る</li> <li>対象要件 製造・販売店舗新築（改築）事業及び商品の製造販売事業を行う事業者</li> <li>補助内容 開始年度を含め3年間 製造・販売店舗賃借料 1/2以内 月額5万円まで 製造・販売店舗運営費 1/2以内 年額500万円以下 製造・販売店舗改装費及び新築費 改装費の1/2以内、1,000万円以下</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 弥栄町地域産業振興補助金交付要綱</li> </ul>	
7 商工業活性化事業		<p>大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 中小企業者等が自らの業界問題解決のため、地域連携ネットワークの構築についての取組みを支援し産業の活性化を図る</li> <li>補助内容 地域間受発注連携等促進支援補助</li> <li>補助金 事業費30万円に対し20万円限度補助</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 大宮町中小企業者グループ等研究開発事業支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>商工業活性化推進助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 商工業団体等が次代に向けた取り組みを行う場合の支援</li> <li>補助内容 調査研究・研修及び活動に対する補助</li> <li>補助金 補助対象経費の2/3 （限度額100万円）</li> <li>13年度実績 1件 420千円</li> <li>根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実施要綱 商工業活性化推進助成事業実施要領</li> </ul>			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取扱い 商工振興事業	分科会名		商工分科会	
課 題		調 整 結 果			
<p>6 ふるさと産品開発事業 峰山町、大宮町、網野町、弥栄町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。</p> <p>7 商工業活性化事業 大宮町、網野町で実施しているが、制度の内容に差異がある。 新商品開発支援事業と類似した内容を含む。</p>		<p>(案)</p> <p>6 観光商品開発支援事業 新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。</p> <p>7 商工業活性化事業 新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い	商工振興事業	分科会名	商工分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
8 起業支援事業	<p>峰山町商工業支援補助事業 (起業家支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 起業支援を目的とする</li> <li>補助内容 製造業・小売業・卸売業又は町長特認事業を新たに起こした住民等で、下記に該当する場合に、下記により補助</li> <li>(1) 起業資金借入300万円以上奨励補助</li> <li>(2) (1)に該当し、店舗・工場を2年以上賃貸契約し、事業開始 賃借料補助 2年間</li> <li>補助率</li> <li>(1) 定額500千円</li> <li>(2) (1)及び賃借料1/2以内</li> <li>補助限度額</li> <li>(1) なし(定額)</li> <li>(2) 賃借料 月額20千円</li> <li>13年度実績</li> <li>(1) 0件 0千円</li> <li>(2) 1件 210千円</li> <li>根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> </ul>			<p>丹後町起業支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 本町で新たに商工業を起こした者を支援</li> <li>補助対象者 本町で新たに商工業を起こした者</li> <li>補助要件 500千円以上の事業資金の支払があること 起業後3ヶ月以上経過</li> <li>補助率 事業資金の50%</li> <li>補助限度額 500千円</li> <li>13年度実績 100万円(事業者2件)</li> <li>根拠条例等 丹後町起業支援補助金交付要綱</li> </ul>		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>8 起業支援事業</p> <p>峰山町、丹後町の2町のみ実施。 起業支援事業と事業轉換支援事業は類似した内容を含む。</p>		<p>(案)</p> <p>8 起業家支援事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>事業実績、事業効果等を勘案し、新市において事業轉換支援も含めた制度への一元化を検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業				分科会名	商工分科会
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
9 事業転換支援事業	<p>峰山町商工業支援補助事業(事業転換支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 小規模事業者の事業転換支援</li> <li>補助内容 町内の小規模事業者が町内において新分野への事業転換を図った場合で、総事業費400万円以上、資金借入額300万円以上の場合に補助</li> <li>補助金 補助率 定額100万円(転換年度に限る)</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>大宮町不況対策業種転換支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 町内織物業者(関連業者含む)が廃業し、新事業に転換するとき支援し、産業構造の体質強化と経営安定に資する</li> <li>補助内容 町内在住で転換事業費が100万円以上(町税滞納ないこと)</li> <li>補助金 1事業者30万円以内</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 大宮町不況対策業種転換支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>網野町織物業等転業支援特別補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 織物関係業者が廃業し転業する場合の支援</li> <li>補助内容 工場若しくは店舗の事業用施設に改築する場合の補助</li> <li>補助金 対象経費の1/2(限度額100万円)</li> <li>13年度実績 1件 1,000千円</li> <li>根拠条例等 網野町織物業等転業支援特別補助金交付要綱</li> </ul>	<p>丹後町事業転換緊急支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 本町の商工業者等で事業転換を図った事業主を支援</li> <li>補助対象者 町内の商工業者で事業の転換を図った事業主に補助する。</li> <li>補助要件 50万円以上の事業資金の支払があること 起業後6ヶ月以上経過</li> <li>補助対象額 事業資金の50%(限度額50万円)</li> <li>13年度実績 60万円(事業者2件)</li> <li>根拠条例等 丹後町事業転換緊急支援補助金交付要綱</li> </ul>	<p>弥栄町事業転換技術研修費等補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 事業転換を行うために必要な技術研修等に補助することにより、その事業の健全な育成と体質強化並びに本町企業の外角化を図る</li> <li>補助内容 技術研修に要する交通費及び宿泊費、日当</li> <li>補助金 1人当たり20万円まで</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 弥栄町事業転換技術研修費等補助金交付要綱</li> </ul>	<p>久美浜町事業転換緊急支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 不況により廃業した織物業者及び織物関連業者に対する支援</li> <li>補助対象者 町内織物業者(織物関連含む)が不況により事業を廃業し、他の事業に転換を図った事業主に補助</li> <li>補助金 事業資金の1/2以内とし50万円以内</li> <li>13年度実績 0件</li> <li>根拠条例等 久美浜町事業転換緊急支援事業補助金交付要綱</li> </ul>



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>9 事業転換支援事業</p> <p>各町とも事業転換支援事業を持っているが、大宮町、網野町、久美浜町は織物業からの事業転換のみが対象。峰山町、丹後町、弥栄町は業種にかかわらず事業転換を対象としている。 起業支援事業と事業転換支援事業は類似した内容を含む。</p>		<p>(案)</p> <p>9 事業転換支援事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>新市において、起業支援事業に統合する方向で調整する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い	整理番号		専門部会名	商工観光部会	
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業	分科会名	商工分科会			
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
10 空き店舗対策事業	<p>峰山町商工業支援補助事業 (空き店舗対策事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨目的 商店街等の空き店舗解消のための支援</li> <li>・補助内容 空き店舗を利用して新たに営業を開始した場合で、下記両条件に該当する場合に補助。 (1)小売業・卸売業その他町長特認業種で事業開始 (2)店舗を購入または2年以上の賃貸契約で確保し事業開始</li> <li>・補助率 (1) 定額200千円 (2) 賃借料1/2以内</li> <li>・補助限度額 (1) なし(定額) (2) 賃借料 月額20千円</li> <li>・13年度実績 (1) 0件 0千円 (2) 2件 480千円</li> <li>・根拠条例等 峰山町商工業支援補助金交付要綱</li> </ul>					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工振興事業		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>10 空き店舗対策事業</p> <p>峰山町のみが実施。</p>		<p>(案)</p> <p>10 空き店舗対策事業</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>事業実績、事業効果等を勘察し、制度化については、新市において検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い	企業誘致等	分科会名		商工分科会	
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 企業支援施策	<p>峰山町工場新設奨励金事業（昭和61年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町内における工場の新設及び増設並びに雇用の拡大を促進し、もって産業振興を図る</li> <li>・工場の指定 町内に新設または増設しようとする工場、投下固定資産（土地家屋及び償却資産）額が下記のとおり見込まれ、かつ産業振興に寄与すると認められる場合に、指定書を交付 (1) 常用雇用者数 100 人以下 3,000万円以上 (2) 常用雇用者数 100 人超 300 以下 5,000万円以上 (3) 常用雇用者 300 人超 7,000万円以上</li> <li>・奨励金交付要件 上記指定工場のうち、 (1) については 2人以上 (2) については 3人以上 (3) については 5人以上 の常用雇用者増が認められること。</li> <li>・奨励金の額 新増設部分の土地、家屋、償却資産に対し、その年度において賦課した固定資産税及び都市計画税の額</li> <li>・奨励金交付期間 操業開始後納税義務の確定した日の属する年度から 3 年以内</li> <li>・13 年度実績 5,196千円（5 事業所）</li> <li>・根拠条例等 峰山町工業振興条例</li> </ul>	<p>大宮町工場誘致奨励金事業（昭和62年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町内における工場の新設・増設を促進し雇用の拡大と産業振興を図る</li> <li>・誘致工場の指定 町内において工場の新増設を行い、投下固定資産額（土地、家屋、償却資産の取得価格）が 5,000 万円以上見込まれる場合に誘致工場として指定する。</li> <li>・指定期間 誘致工場として指定したときから奨励金交付最終年度後 3 年</li> <li>・奨励金交付要件 誘致工場のうち、雇用面で 5 人以上の地元新規採用者若しくは、継続雇用者があること且つ新増設に関わる固定資産評価額が 2,000 万円以上あること</li> <li>・奨励金の額 新増設部分の土地、家屋、償却資産に係るその年度に賦課した固定資産税の額</li> <li>・奨励金交付期間 3 年</li> <li>・13 年度実績 747千円（ 2 事業所）</li> <li>・根拠条例等 大宮町工場誘致に関する条例</li> </ul>	<p>網野町工場立地促進補助事業（昭和61年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 産業振興と就業機会の拡大を図る</li> <li>・補助対象企業 新設又は増設しようとする工場が、環境保全について適切な措置が講じられ、本町産業の振興と就業機会の拡大に寄与するものと認められ、対象企業に指定された場合であって、次の各項目に該当する要件を満たす場合 (1) 工場の新設又は増設に伴い取得する固定資産が半島振興対策実施地域の指定に伴い網野町税条例の特例を定める条例（昭和61年条例第 22 号）第 2 条第 2 項の規定に該当するもの (2) 工場の新設又は増設に伴い新たに増加する常時使用する従業員数のうち 1 年を超えて引き続き雇用される者（日々雇入れられる者を除く。）であって、町内に住所を有している者の数が新設の場合にあっては 5 人以上見込まれるもの</li> <li>・補助金等 (1) 固定資産取得補助金 指定企業が納付した固定資産税及び都市計画税相当額 (2) 雇用促進奨励補助金 常時使用する従業員を 1 年以上雇用した場合、従業員 1 人につき 10 万円以内を 1 回 新設の場合 10 人以上増設の場合 5 人以上 (3) 工場の新設又は増設に係る便宜供与 工場用地の取得のあっせん、労働者の確保に対する協力並びに道路の整備等に対する協力援助その他</li> <li>・13 年度実績 0 件</li> <li>・根拠条例等 網野町工場立地促進補助金等交付要綱</li> </ul>	<p>農村工業導入地区における丹後町工場立地促進補助事業（平成元年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 産業振興を図る</li> <li>・交付対象 農村工業導入地区における丹後町税条例の特例条例の適用を受けた企業</li> <li>・補助金 固定資産税を納税することとなる年度以降 2 年間固定資産税相当額の補助金交付</li> <li>・13 年度実績 2,352千円（3 事業所）</li> <li>・根拠条例等 農村工業導入地区における丹後町工場立地促進補助金交付要綱</li> </ul>	<p>弥栄町産業振興事業（平成9年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町内における工場の新設・増設を促進し雇用の拡大と産業振興を図る</li> <li>・対象要件 新増設に要する固定資産の取得価格の合計額 5,000 万円以上 当該工場の常用従業員が 5 人以上</li> <li>・奨励金 当該固定資産に対し、その年度において賦課した固定資産税額を限度として町長が定める額</li> <li>・便宜供与 工場用地の造成、取得労働力の確保 公共性のある道路、水道及び排水路等の整備 冬期間における公共性のある道路の確保 その他町長が必要と認める事項</li> <li>・13 年度実績 0 円</li> <li>・根拠条例等 弥栄町産業振興条例</li> </ul>	<p>久美浜町企業誘致事業（昭和60年制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町内における雇用の拡大を図り、本町の産業の振興を図る。</li> <li>・誘致工場の指定 町内における工場、旅館、保養施設及び検収施設の新設及び増設を行い、固定資産税評価額が 23,000 千円以上であって、かつ新設の工場にあっては従業員 20 人以上、旅館にあっては 10 人以上、研修施設にあっては 1 人以上。ただし、町長が特に適当と認めたものはこの限りでない。</li> <li>・指定期間 誘致工場として指定したときから奨励金交付最終年度後 3 年</li> <li>・税の特例(要件) 固定資産税評価額 30,000 千円以上であること。又雇用については 15 人以上</li> <li>・特例の額 新増設部分の土地、家屋、償却資産に係るその年度に賦課した固定資産税の額</li> <li>・特例期間 3 年</li> <li>・13 年度実績 0 件</li> <li>・根拠条例等 久美浜町企業誘致条例及び同施行規則</li> </ul>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 企業誘致等	分科会名		分科会名	商工分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 企業支援施策</p> <p>各町共通して誘致工場に対する奨励金制度を設けているが、指定基準、交付要件、奨励金交付期間等に差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>1 企業支援施策</p> <p>新市に移行後、調整する。</p> <p>地域の活性化を図るためには、企業誘致は重要な政策であり、支援措置の充実を基本に、新市において新たな制度を検討する。 ただし、合併前に誘致工場として各町が指定した企業の指定期間及び奨励金等は、現行のまま各町の制度を新市に引き継ぐ。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	専門部会名	商工観光部会		
分類	1 商工事業の取扱い 企業誘致等			分科会名	商工分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 工業団地	<p>赤坂工業団地</p> <p>・所在地及び面積 峰山町字赤坂 131,272㎡ (H13農工法変更届出面積)</p> <p>・操業企業名 株式会社日進製作所 株式会社ヤマモト 株式会社日昌製作所 京都プラス精機株式会社</p> <p>・追加造成計画 平成14年度造成・15年度分譲予定(5区画10,000㎡)</p> <p>・指定等 (1)農村地域工業等導入促進法による導入地区 (2)工場立地法による工場適地 (3)ものづくり産業集積促進地域指定</p>	<p>清水工業団地</p> <p>・所在地及び面積 大宮町谷内小字大谷195番地の3～11 44,831㎡</p> <p>・操業企業名 株式会社 大宮日進(1社完結) 昭和63年竣工操業</p> <p>・事業内容 機械金属加工(鍛造)</p> <p>・指定等 (1)農村地域工業等導入促進法による導入地区 (2)なし (3)ものづくり産業集積促進地域指定</p>		<p>大山工業団地</p> <p>・所在地及び面積 丹後町大山小字堤谷670番地他49,667㎡</p> <p>・操業企業名 丹後ハイテック(株)・中江鉄工所・(株)渋谷製作所・(有)下谷鉄工所・小森鉄工所・縫製シルエット・相政(株)・川戸プラスチック・(株)福知電装</p> <p>・事業内容 機械金属加工工</p> <p>・指定等 (1)農村地域工業等導入促進法による導入地区 (2)なし (3)ものづくり産業集積促進地域指定</p>		<p>永留工業団地</p> <p>・所在地及び面積 久美浜町字永留小字下川原9441,545㎡</p> <p>・操業企業名 久美浜ウエスト電気株式会社</p> <p>・事業内容 ゲーム機、カメラ製造</p> <p>・指定等 (1)農村地域工業等導入促進法による導入地区 (2)なし (3)ものづくり産業集積促進地域指定</p>	<p>谷工業団地</p> <p>・所在地及び面積 久美浜町字小字仲間町276-10他8筆 55,472.29㎡</p> <p>・操業企業名 エクセル電子株式会社 サンテック株式会社 共栄工業株式会社 深田工業株式会社</p> <p>・事業内容 電子部品、ステンレス研磨加工、鋳造鋳造</p> <p>・指定等 (1)なし (2)なし (3)ものづくり産業集積促進地域指定</p>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取り扱い 企業誘致等		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
2 工業団地		(案) 2 工業団地 現行のまま新市に継承する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日